

## 新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

### 1 対象者

助成対象になるには、以下のような要件を全て満たす必要があります。

1	65歳になる前5年間継続して、特定の障害福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後に、これらに相当する特定の介護保険サービス(※2)を利用すること。 ※1:特定の障害福祉サービス:居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ※2:特定の介護保険サービス:訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く。)
2	65歳に達する日の前日の属する年度(※)において、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していたこと。 ※65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度
3	65歳に到達した後、特定の介護保険サービスの利用月(※)に、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していること。 ※当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。
4	65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であったこと。
5	40歳から65歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。

### 2 償還の対象金額

平成30年4月以降に提供された特定の介護保険サービスに係る利用者負担額(※)。

(※介護保険法における高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス(以下、高額介護サービス費等と呼びます。)により償還されたのち、尚残る利用者負担額。)

### 3 申請方法

海老名市では、当市で把握しており、本制度の対象になる可能性が高い方には、障

がい福祉課から毎年秋頃に案内文を送付しています。案内に従って申請書等必要書類をご提出ください。

※介護保険法における高額介護サービス費等の支給額算定が完了したのちに新高額障害福祉サービス等給付費を支給するため、前々年8月～前年7月サービス利用分の償還に関する勸奨通知をお送りします。

尚、案内文は届いていないものの、本制度の対象になると思われる場合等には、お手数ですが障がい福祉課までお問い合わせください。

#### 4 ご注意いただきたい点

新高額障害福祉サービス等給付費は、介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、尚残る利用者負担額が償還対象となります。

そのため、高額介護サービス費等の対象者は、新高額障害福祉サービス等給付費を申請する際に、あらかじめ高額介護サービス費等の支給を受ける必要があります。

高額介護サービス費等の対象となった方には介護保険課、国保医療課からお知らせの文書をお送りしていますので、それぞれ申請を行った後に、新高額障害福祉サービス等給付費の申請をしていただくようお願いいたします。

《お問い合わせ先》  
海老名市役所  
保健福祉部 障がい福祉課 相談支援係  
電話：046-235-4812